# 資 料 編

（１）東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約 ..... 1
（２）平成 29 年度 東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会名簿 ..... 3
（３）平成 29 年度 東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会 部会名簿..... 4
（４）協議会による検討の経緯..... 5
（５）ラムサール条約..... 6
（６）東よか干潟のラムサール条約登録経過..... 19
（７）東よか干潟ラムサール条約登録区域図..... 20
（８）アジア湿地シンポジウム 2017 「佐賀ステートメント」 ..... 21

## （１）東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約

東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会という。

（目的）

第２条　協議会は、ラムサール条約湿地「東よか干潟」の保全及びワイズユースを促進することを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

（１）東よか干潟とそこに生息する動植物の保全に関すること

（２）東よか干潟を活用した環境教育・交流に関すること

（３）ワイズユース計画策定に関すること

（４）干潟から得られる恵みを活用した漁業、農業、商業等の振興に関すること

（５）観光資源としての利活用に関すること

（６）関係機関、関係団体との連絡調整に関すること

（７）その他、東よか干潟の持続可能な利用に関すること

（協議会の会員）

第４条　協議会は、別表に掲げる団体等を会員として構成する。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、会員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第６条　会長及び副会長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　会長又は副会長が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、議長は、会長が務める。

２　会議は、別表に定める人数に応じ、あらかじめ会員が決めた会員に属する者が出席するものとする。

３　前項の者が会議に出席できないときは、会員に属する別の者が代理できるものとする。

４　会長が必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会）

第８条　協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

２　部会の構成員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する構成員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、部会の会務を総理し、部会の協議の経過及び結果を協議会に報告する。

（事務局）
第９条　協議会の事務局は、佐賀市環境部環境政策課に置く。
（規約）
第１０条　この規約は、協議会の構成員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数の合意を経て改正することができる。
（補足）
第１１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、平成２７年１１月１３日から施行する。

別表

東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会会員

| 会　員 | 会議出席者 |
|---|---|
| 東与賀まちづくり協議会 | ２人 |
| 佐賀市自治会協議会 | １人 |
| 東与賀自治会長会 | １人 |
| シチメンソウを育てる会 | １人 |
| 佐賀市立東与賀小学校 | １人 |
| 佐賀市立東与賀中学校 | １人 |
| 佐賀県農業協同組合 | ２人 |
| 佐賀県有明海漁業協同組合 | ２人 |
| 一般社団法人佐賀市観光協会 | １人 |
| 佐賀商工会議所 | １人 |
| 佐賀市南商工会 | １人 |
| 国立大学法人佐賀大学 | ２人 |
| 佐賀自然史研究会 | １人 |
| 日本野鳥の会佐賀県支部 | １人 |
| 佐賀野鳥の会 | １人 |
| 特定非営利活動法人有明海ぐるりんネット | １人 |
| 特定非営利活動法人温暖化防止ネット | １人 |

## （2）平成 29 年度 東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会名簿

| 会　　員 | 所属・役職 | 氏名（敬省略） |
|---|---|---|
| シチメンソウを育てる会 | 会長　◎ | 石丸　義弘 |
| 国立大学法人佐賀大学 | 全学教育機構　准教授　● | 郡山　益実 |
| 東与賀まちづくり協議会 | 会長 | 東島　清司 |
| | 副会長 | 副島　美智子 |
| 佐賀市自治会協議会 | 会長 | 小城原　直 |
| 東与賀自治会長会 | 会長 | 入部　正年 |
| 佐賀市立東与賀小学校 | 校長 | 梶原　紳一 |
| 佐賀市立東与賀中学校 | 校長 | 山下　洋之輔 |
| 佐賀県農業協同組合 | 佐城地区中央支所営農部　部長 | 奥野　博文 |
| | 東与賀支所　支所長 | 福島　正寛 |
| 佐賀県有明海漁業協同組合 | 専務理事 | 江頭　忠則 |
| | 東与賀町支所　運営委員長 | 西久保　敏 |
| 一般社団法人佐賀市観光協会 | 事務局長 | 菖蒲　謙朗 |
| 佐賀商工会議所 | 総務課　課長 | 坂井　俊彦 |
| 佐賀市南商工会 | 会長 | 吉村　正 |
| 国立大学法人佐賀大学 | 農学部生物環境科学科　准教授 | 上野　大介 |
| 佐賀自然史研究会 | 会長 | 副島　和則 |
| 日本野鳥の会佐賀県支部 | 支部長 | 宮原　明幸 |
| 佐賀野鳥の会 | 会長 | 中村　彰夫 |
| 特定非営利活動法人有明海ぐるりんネット | 事務局長 | 古川　尋美 |
| 特定非営利活動法人温暖化防止ネット | 事務局長 | 橋本　辰夫 |

◎：会長　●：副会長

| オブザーバー | 所属・役職 | 氏名（敬省略） |
|---|---|---|
| 環境省 | 九州地方環境事務所野生生物課　課長 | 鑪　雅哉 |
| 佐賀県 | 県民環境部有明海再生・自然環境課　課長 | 中島　則久 |

事務局：佐賀市環境部環境政策課

## （3）平成 29 年度 東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会 部会名簿

【環境保全検討部会】

| 会　　員 | 所属・役職 | 氏名（敬省略） |
|---|---|---|
| シチメンソウを育てる会 | 会長 | 石丸　義弘 |
| 国立大学法人佐賀大学 | 全学教育機構 准教授 | 郡山　益実 |
| | 農学部生物環境科学科 准教授 | 上野　大介 |
| 東与賀自治会長会 | 会長 | 入部　正年 |
| 佐賀自然史研究会 | 会長　○ | 副島　和則 |

【ワイズユース検討部会】

| 会　　員 | 所属・役職 | 氏名（敬省略） |
|---|---|---|
| 東与賀まちづくり協議会 | 会長　○ | 東島　清司 |
| | 副会長 | 副島　美智子 |
| 佐賀県農業協同組合 | 佐城地区中央支所営農部 部長 | 奥野　博文 |
| | 東与賀支所 支所長 | 福島　正寛 |
| 佐賀県有明海漁業協同組合 | 専務理事 | 江頭　忠則 |
| | 東与賀町支所 運営委員長 | 西久保　敏 |
| 一般社団法人佐賀市観光協会 | 事務局長 | 菖蒲　謙朗 |
| 佐賀商工会議所 | 総務課 課長 | 坂井　俊彦 |
| 佐賀市南商工会 | 会長 | 吉村　正 |
| 特定非営利活動法人有明海ぐるりんネット | 事務局長 | 古川　尋美 |

【交流・学習検討部会】

| 会　　員 | 所属・役職 | 氏名（敬省略） |
|---|---|---|
| 佐賀市自治会協議会 | 会長 | 小城原　直 |
| 佐賀市立東与賀小学校 | 校長 | 梶原　紳一 |
| 佐賀市立東与賀中学校 | 校長 | 山下　洋之輔 |
| 日本野鳥の会佐賀県支部 | 支部長　○ | 宮原　明幸 |
| 佐賀野鳥の会 | 会長 | 中村　彰夫 |
| 特定非営利活動法人温暖化防止ネット | 事務局長 | 橋本　辰夫 |

○：部会長

【拠点施設検討部会】

会長、副会長、環境保全検討部会長、ワイズユース検討部会長、交流・学習検討部会長の 5 人で構成。
部会長は副会長。

## （4）協議会による検討の経緯

■平成 28 年 11 月 21 日（月）
平成 28 年度東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会
○計画策定方針決定　○4 部会の設置決定

■平成 29 年 2 月 7 日（火）
平成 28 年度第 1 回環境保全検討部会、ワイズユース検討部会、交流・学習検討部会
○アンケート結果の確認　○現状と課題の整理
○今後の具体的な取り組み事項について協議

■平成 29 年 2 月 21 日（火）
平成 28 年度第 1 回拠点施設検討部会
○施設の整備目的、整備場所、機能について協議

■平成 29 年 3 月 15 日（水）～16 日（木）
拠点施設検討部会現地視察
○先進地の施設、展示、運営、利用状況等について視察

■平成 29 年 3 月 22 日（水）
平成 28 年度第 2 回ワイズユース検討部会、交流・学習検討部会
○計画策定に向けた各部会における基本方針を決定

■平成 29 年 3 月 23 日（木）
平成 28 年度第 2 回環境保全検討部会、拠点施設検討部会
○計画策定に向けた各部会における基本方針を決定

■平成 29 年 11 月 21 日（火）
4 部会長会議
○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画（案）の内容確認

■平成 29 年 11 月 24 日（金）
平成 29 年度第 1 回東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会
○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画（案）の決定

■平成 30 年 3 月 27 日（火）
平成 29 年度第 2 回東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会
○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画の策定

（５）ラムサール条約

# Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat

Ramsar, Iran, 2.2.1971
as amended by the Protocol of 3.12.1982
and the Amendments of 28.5.1987

Paris, 13 July 1994
Director, Office of International Standards and Legal Affairs
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)

---

**The Contracting Parties,**

RECOGNIZING the interdependence of Man and his environment;

CONSIDERING the fundamental ecological functions of wetlands as regulators of water regimes and as habitats supporting a characteristic flora and fauna, especially waterfowl;

BEING CONVINCED that wetlands constitute a resource of great economic, cultural, scientific, and recreational value, the loss of which would be irreparable;

DESIRING to stem the progressive encroachment on and loss of wetlands now and in the future;

RECOGNIZING that waterfowl in their seasonal migrations may transcend frontiers and so should be regarded as an international resource;

BEING CONFIDENT that the conservation of wetlands and their flora and fauna can be ensured by combining far-sighted national policies with co-ordinated international action;

**Have agreed as follows:**

**Article 1**

1. For the purpose of this Convention wetlands are areas of marsh, fen, peatland or water, whether natural or artificial, permanent or temporary, with water that is static or flowing, fresh, brackish or salt, including areas of marine water the depth of which at low tide does not exceed six metres.

2. For the purpose of this Convention waterfowl are birds ecologically dependent on wetlands.

## Article 2

1. Each Contracting Party shall designate suitable wetlands within its territory for inclusion in a List of Wetlands of International Importance, hereinafter referred to as "the List" which is maintained by the bureau established under Article 8. The boundaries of each wetland shall be precisely described and also delimited on a map and they may incorporate riparian and coastal zones adjacent to the wetlands, and islands or bodies of marine water deeper than six metres at low tide lying within the wetlands, especially where these have importance as waterfowl habitat.

2. Wetlands should be selected for the List on account of their international significance in terms of ecology, botany, zoology, limnology or hydrology. In the first instance wetlands of international importance to waterfowl at any season should be included.

3. The inclusion of a wetland in the List does not prejudice the exclusive sovereign rights of the Contracting Party in whose territory the wetland is situated.

4. Each Contracting Party shall designate at least one wetland to be included in the List when signing this Convention or when depositing its instrument of ratification or accession, as provided in Article 9.

5. Any Contracting Party shall have the right to add to the List further wetlands situated within its territory, to extend the boundaries of those wetlands already included by it in the List, or, because of its urgent national interests, to delete or restrict the boundaries of wetlands already included by it in the List and shall, at the earliest possible time, inform the organization or government responsible for the continuing bureau duties specified in Article 8 of any such changes.

6. Each Contracting Party shall consider its international responsibilities for the conservation, management and wise use of migratory stocks of waterfowl, both when

designating entries for the List and when exercising its right to change entries in the List relating to wetlands within its territory.

### Article 3

1. The Contracting Parties shall formulate and implement their planning so as to promote the conservation of the wetlands included in the List, and as far as possible the wise use of wetlands in their territory.

2. Each Contracting Party shall arrange to be informed at the earliest possible time if the ecological character of any wetland in its territory and included in the List has changed, is changing or is likely to change as the result of technological developments, pollution or other human interference. Information on such changes shall be passed without delay to the organization or government responsible for the continuing bureau duties specified in Article 8.

### Article 4

1. Each Contracting Party shall promote the conservation of wetlands and waterfowl by establishing nature reserves on wetlands, whether they are included in the List or not, and provide adequately for their wardening.

2. Where a Contracting Party in its urgent national interest, deletes or restricts the boundaries of a wetland included in the List, it should as far as possible compensate for any loss of wetland resources, and in particular it should create additional nature reserves for waterfowl and for the protection, either in the same area or elsewhere, of an adequate portion of the original habitat.

3. The Contracting Parties shall encourage research and the exchange of data and publications regarding wetlands and their flora and fauna.

4. The Contracting Parties shall endeavour through management to increase waterfowl populations on appropriate wetlands.

5. The Contracting Parties shall promote the training of personnel competent in the fields of wetland research, management and wardening.

### Article 5

The Contracting Parties shall consult with each other about implementing obligations arising from the Convention especially in the case of a wetland extending over the territories of more than one Contracting Party or where a water system is shared by Contracting Parties. They shall at the same time endeavour to coordinate and support present and future policies and regulations concerning the conservation of wetlands and their flora and fauna.

## Article 6

1. There shall be established a Conference of the Contracting Parties to review and promote the implementation of this Convention. The Bureau referred to in Article 8, paragraph 1, shall convene ordinary meetings of the Conference of the Contracting Parties at intervals of not more than three years, unless the Conference decides otherwise, and extraordinary meetings at the written requests of at least one third of the Contracting Parties. Each ordinary meeting of the Conference of the Contracting Parties shall determine the time and venue of the next ordinary meeting.

2. The Conference of the Contracting Parties shall be competent:
   a) to discuss the implementation of this Convention;
   b) to discuss additions to and changes in the List;
   c) to consider information regarding changes in the ecological character of wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 2 of Article 3;
   d) to make general or specific recommendations to the Contracting Parties regarding the conservation, management and wise use of wetlands and their flora and fauna;
   e) to request relevant international bodies to prepare reports and statistics on matters which are essentially international in character affecting wetlands;
   f) to adopt other recommendations, or resolutions, to promote the functioning of this Convention.

3. The Contracting Parties shall ensure that those responsible at all levels for wetlands management shall be informed of, and take into consideration, recommendations of such Conferences concerning the conservation, management and wise use of wetlands and their flora and fauna.

4. The Conference of the Contracting Parties shall adopt rules of procedure for each of its meetings.

5. The Conference of the Contracting Parties shall establish and keep under review the financial regulations of this Convention. At each of its ordinary meetings, it shall adopt the budget for the next financial period by a two-third majority of Contracting Parties present and voting.

6. Each Contracting Party shall contribute to the budget according to a scale of contributions adopted by unanimity of the Contracting Parties present and voting at a meeting of the ordinary Conference of the Contracting Parties.

## Article 7

1. The representatives of the Contracting Parties at such Conferences should include persons who are experts on wetlands or waterfowl by reason of knowledge and experience gained in scientific, administrative or other appropriate capacities.

2. Each of the Contracting Parties represented at a Conference shall have one vote, recommendations, resolutions and decisions being adopted by a simple majority of the Contracting Parties present and voting, unless otherwise provided for in this Convention.

## Article 8

1. The International Union for Conservation of Nature and Natural Resources shall perform the continuing bureau duties under this Convention until such time as another organization or government is appointed by a majority of two-thirds of all Contracting Parties.

2. The continuing bureau duties shall be, inter alia:

a) to assist in the convening and organizing of Conferences specified in Article 6;

b) to maintain the List of Wetlands of International Importance and to be informed by the Contracting Parties of any additions, extensions, deletions or restrictions concerning wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 5 of Article 2;

c) to be informed by the Contracting Parties of any changes in the ecological character of wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 2 of Article 3;

d) to forward notification of any alterations to the List, or changes in character of wetlands included therein, to all Contracting Parties and to arrange for these matters to be discussed at the next Conference;

e) to make known to the Contracting Party concerned, the recommendations of the Conferences in respect of such alterations to the List or of changes in the character of wetlands included therein.

### Article 9

1. This Convention shall remain open for signature indefinitely.

2. Any member of the United Nations or of one of the Specialized Agencies or of the International Atomic Energy Agency or Party to the Statute of the International Court of Justice may become a Party to this Convention by:

a) signature without reservation as to ratification;

b) signature subject to ratification followed by ratification;

c) accession.

3. Ratification or accession shall be effected by the deposit of an instrument of ratification or accession with the Director-General of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (hereinafter referred to as "the Depositary").

### Article 10

1. This Convention shall enter into force four months after seven States have become Parties to this Convention in accordance with paragraph 2 of Article 9.

2. Thereafter this Convention shall enter into force for each Contracting Party four months after the day of its signature without reservation as to ratification, or its deposit of an instrument of ratification or accession.

### Article 10 bis

1. This Convention may be amended at a meeting of the Contracting Parties convened for that purpose in accordance with this article.

2. Proposals for amendment may be made by any Contracting Party.

3. The text of any proposed amendment and the reasons for it shall be communicated to the organization or government performing the continuing bureau duties under the Convention (hereinafter referred to as "the Bureau") and shall promptly be communicated by the Bureau to all Contracting Parties. Any comments

on the text by the Contracting Parties shall be communicated to the Bureau within three months of the date on which the amendments were communicated to the Contracting Parties by the Bureau. The Bureau shall, immediately after the last day for submission of comments, communicate to the Contracting Parties all comments submitted by that day.

4. A meeting of Contracting Parties to consider an amendment communicated in accordance with paragraph 3 shall be convened by the Bureau upon the written request of one third of the Contracting Parties. The Bureau shall consult the Parties concerning the time and venue of the meeting.

5. Amendments shall be adopted by a two-thirds majority of the Contracting Parties present and voting.

6. An amendment adopted shall enter into force for the Contracting Parties which have accepted it on the first day of the fourth month following the date on which two thirds of the Contracting Parties have deposited an instrument of acceptance with the Depositary. For each Contracting Party which deposits an instrument of acceptance after the date on which two thirds of the Contracting Parties have deposited an instrument of acceptance, the amendment shall enter into force on the first day of the fourth month following the date of the deposit of its instrument of acceptance.

### Article 11

1. This Convention shall continue in force for an indefinite period.

2. Any Contracting Party may denounce this Convention after a period of five years from the date on which it entered into force for that party by giving written notice thereof to the Depositary. Denunciation shall take effect four months after the day on which notice thereof is received by the Depositary.

### Article 12

1. The Depositary shall inform all States that have signed and acceded to this Convention as soon as possible of:

a) signatures to the Convention;
b) deposits of instruments of ratification of this Convention;
c) deposits of instruments of accession to this Convention;
d) the date of entry into force of this Convention;

e) notifications of denunciation of this Convention.

2. When this Convention has entered into force, the Depositary shall have it registered with the Secretariat of the United Nations in accordance with Article 102 of the Charter.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized to that effect, have signed this Convention.

DONE at Ramsar this 2nd day of February 1971, in a single original in the English, French, German and Russian languages, all texts being equally authentic*which shall be deposited with the Depositary which shall send true copies thereof to all Contracting Parties.

---

* Pursuant to the Final Act of the Conference to conclude the Protocol, the Depositary provided the second Conference of the Contracting Parties with official versions of the Convention in the Arabic, Chinese and Spanish languages, prepared in consultation with interested Governments and with the assistance of the Bureau.

# 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
## （昭和五五・九・二二条約二八）
### 注　平六・四・二九条約一改正現在

締約国は、

人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、

水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーショシ上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

水鳥が、季節的移動に当たつて国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、

湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

**第一条**

1　この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞つているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。

2　この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

**第二条**

1　各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。

2　湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。

3　登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。

4　各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。

5　いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

6　各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

**第三条**

1　締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

2　各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

**第四条**

1　各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

2　締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

3　締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。

4　締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。

5　締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

**第五条**

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたつている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

**第六条**

1　この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設

置する。第八条１の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り三年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。

２　締約国会議は、次のことを行う権限を有する。

(a) この条約の実施について討議すること。

(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条２の規定により通報されるものについて検討すること。

(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。

(e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。

(f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。

３　締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する１の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

４　締約国全議は、会合ごとに手続規則を採択する。

５　締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会譲は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。

６　締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従つて、予算に係る分担金を支払う。

**第七条**

１　前条１の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。

２　会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

**第八条**

１　自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。

２　事務局は、特に、次の任務を行う。

(a) 第六条１の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。

(b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第二条５の規定により締約国が行う通報を受けること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第三条２の規定により締約国が行う通報を受けること。

(d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

**第九条**

１　この条約は、署名のため無期限に開放しておく。

２　国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) 加入すること。

３　批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託することによつて行う。

**第十条**

１　この条約は、前条２の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇月で効力を生ずる。

２　その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

**第十条の二**

１　この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。

２　いずれの締約国も、改正を提案することができる。

３　改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

４　事務局は、締約国の三分の一以上が書面による要請をした場合には、３の規定に従つて通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期

及び場所について締約国と協議する。

5　改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

6　採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

**第十一条**

1　この条約は、無期限に効力を有する。

2　いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者が書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

**第十二条**

1　寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a) この条約の署名

(b) この条約の批准書の寄託

(c) この条約の加入書の寄託

(d) この条約の効力発生の日

(e) この条約の廃棄の通告

2　寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十一年二月二日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、預託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

## （6）東よか干潟のラムサール条約登録経過

| | |
|---|---|
| 平成 16 年(2004 年) | ・環境省が選定した国内登録候補地 54 カ所に大授搦が選ばれる。 |
| | ・環境省が佐賀県、東与賀町に大授搦の条約登録について打診 |
| 平成 17 年(2005 年) | ・農水産業への影響、佐賀空港におけるバードストライクへの懸念から、佐賀県が条約登録は困難と判断 |
| 平成 19 年(2007 年) | ・佐賀市と東与賀町が合併し佐賀市となる。 |
| 平成 22 年(2010 年) | ・環境省が再度、国内 172 候補地を選定。大授搦も再度選ばれる。 |
| 平成 24 年(2012 年) | ・荒尾干潟（熊本県荒尾市）が条約登録 |
| | ・環境省が佐賀市に大授搦の条約登録について打診 |
| 平成 25 年(2013 年) | ・佐賀市が庁内検討組織として「ラムサール条約登録検討委員会」を設置 |
| | ・佐賀市において条約及び登録による影響等を調査研究した結果、登録を目指すことを決定 |
| | ・以降、地元住民や関係者の協力を得ながら、登録に向けた取り組みを実施 |
| 平成 26 年(2014 年) | ・国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区指定計画書の作成 |
| | ・佐賀市が「ラムサール条約登録検討委員会」に替えて「ラムサール条約登録湿地利活用検討会議」を設置 |
| 平成 27 年(2015 年)<br>3 月 25 日 | ・環境省による国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催 |
| 4 月 22 日 | ・環境省が中央環境審議会に、国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定について諮問。差し支えない旨の答申<br>・環境省が中央環境審議会に、ラムサール条約第 12 回締約国会議にあわせて、東よか干潟をラムサール条約に登録することについて報告 |
| 4 月 30 日 | ・官報告示：国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定 |
| 5 月 26 日 | ・官報告示：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 に規定する湿地として東よか干潟を指定 |
| ※5 月 28 日 | ・東よか干潟がラムサール条約湿地登録簿に掲載<br>※スイス（条約事務局所在地）時間。日本時間では 5 月 29 日<br>※肥前鹿島干潟（佐賀県鹿島市）も同時に登録 |
| ※6 月 3 日 | ・ラムサール条約登録認定証授与式<br>※現地（ウルグアイ東方共和国（プンタ・デル・エステ））時間 |
| 7 月 11 日 | ・ラムサール条約湿地登録記念イベントを開催 |
| 平成 28 年(2016 年)<br>5 月 5 日 | ・東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークへ参加<br>・ラムサール条約湿地登録 1 周年記念イベントを開催 |
| 平成 29 年(2017 年)<br>11 月 7 日～11 日 | ・第 8 回アジア湿地シンポジウム 2017（AWS2017）が佐賀市で開催<br>・AWS2017 公開シンポジウム in 佐賀を開催 |

（7）東よか干潟ラムサール条約登録区域図

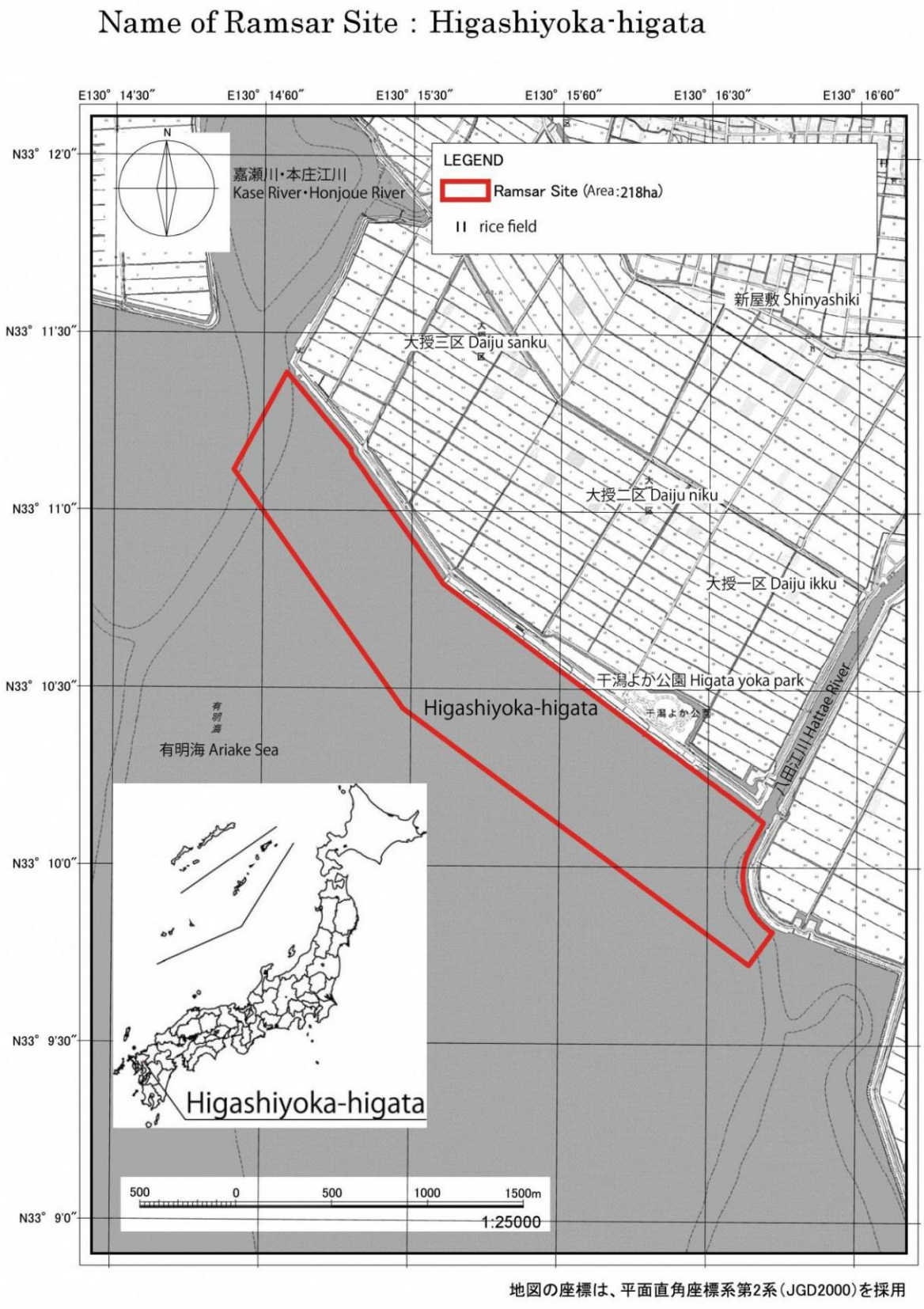

（8）アジア湿地シンポジウム 2017　「佐賀ステートメント」

# 佐賀ステートメント（本文・和訳）

## アジア湿地シンポジウム
## 佐賀、日本
## 2017 年 11 月 7 日-11 日

**前文**

1．　過去 25 年の間に、日本、マレーシア、インド、ベトナム、中国およびカンボジアで開催されたアジア湿地シンポジウム（Asian Wetland Symposium: AWS）が、アジアにおける湿地の理解に貢献し、国内外の湿地政策や計画に影響を与え、湿地の保全と賢明な利用を促進してきたことを**認識し**、さらに、1992 年から 2017 年までの間の過去 7 回の AWS で採択されてきた宣言と AWS の変遷に関する文書を**認識し**、

2．　11 月 7 日から 11 日まで、「湿地と持続可能な暮らし」をテーマに、アジアの湿地保全に関連した成果、実践、進歩、課題の総括と湿地の保全および賢明な利用を主流化するために今後何をすべきかについて検討することを全体目標として、27 の国と地域から 470 名の参加者を迎え佐賀市で開催された AWS2017 の重要性を**認識し**、

3．　九州地方に位置する有明海に面する佐賀市において、ラムサール条約登録湿地である干潟（荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟）が価値ある生態系サービスを提供し、伝統的に地元住民によって利用され、のちに、佐賀水宣言の採択に至ったことに**注目し**、

4．　気候変動による災害の影響の深刻化、アジアは世界で最も災害の多い地域という事実、そして 2017 年 7 月の九州北部豪雨による被害を**認識し**、

5．　生物多様性に関する愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）、仙台防災枠組 2015-2030（Sendai Framework on Disaster Risk Reduction 2015-2030）、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、および、ラムサール条約、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約のパリ協定などの関連する国際条約・取極を**想起し**、

6．　基調講演、9 つの口頭発表セッション、有明海のラムサール条約登録湿地を含む重要な干潟へのフィールドビジットを**認識し**、有明海セッション、ユースセッション、市長円卓会議、参加型ポスターセッションといった AWS の革新的なセッションを通して、多様な利害関係者と世代間の積極的なコミュニケーションが促進されたことを**認識し**；そして、

7．　相互対話型かつ参加型のポスターセッションの有用性を**認識し**、当該セッションが、多様な世代間、利害関係者間、文化間、学問分野間の障壁を克服する効果的な学び合いを促進するだけでなく、将来の現場での行動を支援することを**認識し**、

我々、AWS2017 の参加者は、以下のことを宣言する；

**1．　湿地間の連携とネットワーク構築を強化する**

我々は、市長円卓会議で示された、優良な事例および失敗の事例、並びに各地のチャンピオン（地元の

牽引者）によって触発された効果的な湿地の保全と賢明な利用のために、共通の特徴と背景を有するラムサール条約登録湿地および他の湿地間の協力および協働（地元、国内および国際社会間）の重要性を確認する。

**２．　沿岸湿地生態系を保全するために包括的な取組を確実なものとする**

我々は、地域における他の沿岸域での大規模な開発に起因する深刻な被害を含む有明海の歴史および現在も継続している研究から、景観レベルで包括的取組が行われなければならないことを学んだ。また、我々は、アジア全域の沿岸湿地生態系を保全し、回復させるためには、適切な規模で取り組む必要がある。

**３．　生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を実行に移す**

我々は、伝統的な手法や科学的知見を組み合わせ、研究を通じてその有効性を定量化しながら、Eco-DRR を現場において実践することの重要性を認識し、国家や地方レベルにおける政策、法的枠組み、行政的措置に EcoDRR を組み込むことを追求する。

**４．　都市の湿地を保全し、復活させる**

我々は、生態系サービスを提供し、人間と自然とのつながりを維持・再構築している都市と都市周辺の湿地の重要な役割を認識する。したがって、我々は、都市における湿地を、健全な生態系として保全・復元できるように、都市の土地利用計画や法的な枠組み、都市の意思決定者のための CEPA に組み込むよう要請するとともに、民間開発者が優良な事例を採用することを奨励する。

**５．　責任のある湿地観光を推進する**

我々は、韓国のスンチョン湾やインドのチリカ湖などの事例から、湿地生態系の保全こそが、責任のある、真に持続可能な観光の推進に寄与することを特筆する。これらの好事例は、地域の経済発展と湿地保全を達成するモデルとなりうる。

**６．　地域の湿地産品振興策を推進する**

我々は、ラムサールロゴ等による認証を活用した適切なブランド化など今回紹介された多数の優良事例から、持続可能な農林水産業が、高付加価値農林水産物の供給を通じて、地域経済振興に資するだけではなく、湿地の維持や回復に資することを学んだ。

**７．　湿地保全における若者のリーダーシップを確保する**

我々は、若者達が多様なステークホルダーと意見交換を行い、ネットワークを構築し、様々な湿地保全活動に積極的に参加する力を有していることを認識する。AWS が引き続き湿地の効果的な管理に核心的な貢献をしうるよう、若者達が今後の AWS の開催において、更なるリーダーシップを発揮することを期待する。

**８．　保全活動の推進に直結する、CEPA 活動を推進する**

我々は、継続的な資金と十分な能力を有するスタッフによる、系統だった、目的が明確で、長期にわた

り継続することができる CEPA 活動を実施していくことが重要であることに同意する。それは、現場における積極的な湿地保全の成果に直結する。我々は、既存の組織とパートナーシップを通して、これらの優良事例を地域で参考にし、広めていく必要がある。

我々は、ラムサール条約のすべての締約国、組織、参加者および関係市民に対し、AWS がはじめて開催されてからの 25 年間の蓄積を踏まえて、AWS が将来とも重要な役割を果たし続けるために、継続して AWS の開催を確保することを要請する。

最後に、2017 年 11 月 7 日から 11 日、佐賀においてアジア湿地シンポジウムを滞りなくホストした日本政府、佐賀県、熊本県、佐賀市、鹿島市、荒尾市、ラムサール条約東アジア地域センターおよびすべての後援者と協賛者に感謝する。

そして、我々は、次回のラムサール条約アジア地域会合および 2018 年 10 月にドバイで開催される同条約第 13 回締約国会議に、本ステートメントを伝達するよう、AWS 主催者が日本政府の支援と助力を要請するよう求める。

2017 年 11 月 10 日、佐賀

# 佐賀ステートメント（付属資料・和訳）

佐賀ステートメント本文には、アジア湿地シンポジウム 2017（AWS2017）における全てのセッションの中から最も重要なメッセージを盛り込んでいる。本付属資料には、佐賀ステートメント本文には含まれなかったが、各セッションにおいて議論された重要なポイントや具体例等についてまとめている。

**有明海（フィールドビジットを含む）**

１． 干潟は多くの生き物だけでなく、湿地の賢明な利用を通じて生まれた多様な文化をも育んでいる。真に持続可能な社会を実現させるためには、私たちは豊かな生物多様性と共に、干潟によって育まれた文化についても、次世代に引き継いでいかなければならない。

２． 有明海を巡る佐賀コース、鹿島コース、荒尾コースの 3 種類のフィールドビジットが実施された。佐賀コースを通じて、私たちは、観光客が川から干潟へとつながる生態系だけでなく、湿地の賢明な利用や文化的価値についても包括的に学ぶことができる魅力あるエコツーリズムプログラムの潜在性を認識した。鹿島コースでは、湿地が水質の浄化において重要な役割を果たしていること、またその恩恵を受けて地元経済の主要な柱の一つである日本酒産業が発展していることを認識した。荒尾コースでは、私たちは、より持続的な地域経済の発展のためには、観光業のみに依存するのではなく、複数の収入源を模索することの重要性を認識した。有明海は、カニや魚、海苔などといった豊かな湿地の産物に恵まれており、こうした湿地関連産業と観光業を結びつけることにより、地域の持続的な経済発展を促進することができる。加えて、かつて（日本の江戸時代に）約 400 年間使用された伝統的な干拓技術が、近代的な干拓技術と比べて、より低コストであり、また環境に優しい技術であることを認識した。

**湿地と防災・減災／気候変動**

１． 特にアジア地域において、気候変動による災害の影響が増大していること、また湿地が、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）及び気候変動の緩和・適応において、大きな潜在的能力を有することを踏まえ、私たちは国際的な連携をさらに強化し、科学的・伝統的な地域に根差した知識、そして優良・失敗事例の共有を推進していくべきである。

２． マングローブ林や海草藻場（「ブルーカーボン」）、泥炭地等が巨大な炭素貯蔵庫であることを認識し、私たちは湿地や流域からの炭素放出量を削減するため、更なる研究や効果的な対策を実行に移すべきである。土壌浸食を抑制する「チェックダム」や、野焼きを伴わない農業技術の導入などが、気候変動緩和のための具体的な方策の例として挙げられた。

３． 近年の社会・経済・環境を取り巻く状況の急速な変化を踏まえ、コミュニティによる順応的な管理を実現させるためにも、地域住民による自治体制を強化することが重要である。地域住民による自治体制を強化するため、地域住民や脆弱なコミュニティが活動計画等を策定する際、効果的なファシリテーションを通じて、彼ら自身が意思決定プロセスに参加する機会を十分に提供するべきである。

**湿地と政策／変化／国際協力**

１． 私たちはアジア・大洋州地域における多数の湿地が国境を跨ぐことを認識し、湿地に関するモニタリングデータを国際的なネットワークを通じて共有すること、それらのデータが、アジア太平洋の地

域・国際協力を通して、問題点の特定や湿地保全のための協働の推進のために効果的に活用されることを提言する。
２． クロツラヘラサギの保全活動の経験から、ファッショングッズのような若者達にとって魅力的なもの、またはソーシャルネットワーキングサービス等といった日常的に使用するものを活用することが、多様かつ多世代にわたるステークホルダーを結びつけることにつながり、またそれらが地域・国際協力の基盤を構築する上で役立つことを提言する。

**湿地と自然資源の利用／農業／漁業／食料の確保**

１． 脆弱なコミュニティの生計への気候変動による影響が増大している現状を踏まえ、私たちは気候変動に対抗できる持続可能な農業・漁業の技術（例：節水型農業等）を開発し、アジア・大洋州地域全体に普及させていくべきである。
２． フィジーにおける、地域により管理されている海洋区(LMMA)は、いわゆる「里海」の一種である。この海洋区管理の経験から、伝統的なガバナンスに基づき、伝統的知識、慣習的土地利用権・資源へのアクセス、伝統的な意思決定プロセス・社会的ネットワーク等を取り入れたコミュニティの主導による湿地管理は、住民のプライド、当事者意識、順応的能力の向上、及びコミュニティの集合的な取り組みの推進を通じた持続可能な湿地管理に寄与することを認識する。
３． コウノトリ米を生産する優良事例から学んだのは、私たちは農業・漁業の景観の中に野生生物の生息環境を回復させる技術（例：オタマジャクシ等のためにより長い期間にわたり水田から水を抜かない等）をさらに開発し、普及することにより努力しなければならないということである。

**都市の湿地**

本セッションにおける議論の重要なポイント等は、全て佐賀ステートメントの本文に記載されている。

**湿地と若者**

１． 私たち若者は、学校、公民館、病院、養護施設等の公的な場所において、歌や踊り、料理、描画、文化祭等での展示物作成などといった多様かつ魅力的な活動を積極的に実施し、環境意識があまり高くない人々に対する CEPA 活動の促進のために更なる努力をするべきである。
２． 私たち若者は、将来湿地保全のためにより大きな貢献ができるよう、私たち自身の知識やスキルを磨くことの重要性を認識する。私たちは、湿地保全に関わるボランティア活動やインターンシップへの積極的な参加を通じて、プロフェッショナルから、科学的知識のみならず、コミュニケーション／プレゼンテーション／ファシリテーションスキルなどを習得できるよう更なる努力を行っていく。

**湿地と持続可能な観光**

１． 過去の経験から、私たちは、地域の自然資源に関し豊富な知識を有する地元コミュニティが、観光による自然生態系への負の影響を軽減する上で重要な役割を担う可能性があることを学んだ。したがって、責任ある観光を推進していく上では、地元コミュニティの参加をさらに進めていく必要がある。
２． ラムサール条約を踏まえ、私たちは観光客に対し、湿地での五感を使った原体験の機会（例：湿地から直接収穫された食べ物を味わう等）を提供することを提言する。湿地での原体験は、観光客と湿地との絆を強化し、観光客の湿地保全及び賢明な利用への意欲を高めることに寄与するためである。

３． 入場料の回収、カニ銀行（カニの個体数を増やしそれらを観光資源として活用する取り組み。通称「クラブ・バンク」）、生態系サービスへの支払い制度の活用は、持続可能な観光を通じて湿地の保全と収入創出の両立を実現する好事例として挙げられる。他方、適切な法的規制や環境モニタリングの実施も、責任ある観光を確実に進めていく上では重要である。
４． 世界観光機関（World Tourism Organization）が定める「持続可能な観光」の正式な定義が適切に使用されていないことを踏まえ、正しい定義が十分に普及するよう更なる努力が必要である。

**湿地と文化**

１． 文化は、活用されていない、忘れられた湿地からは生まれない。湿地の文化は長い年月をかけなければ生まれないため、湿地の文化が存在するということは、湿地が賢明に利用されてきた証である。
２． 主要な生態系サービス（供給・調整・文化的サービス）のうち、食糧、水、住居、衣服の供給を含む供給サービスは、全て文化と深く結びついていることに注目すべきである。
３． 湿地は、その土地にしかない、地元の人々にとってのシンボル的価値を有する。こうした地元のシンボルとしての価値は、ボトムアップ・アプローチによる湿地保全を進めていくにあたり、最も強力な推進力となる可能性がある。
４． 季節性という制約を持つ自然だけではなく、文化もより多くの観光客を集め、持続可能な観光を推進する上で、欠くことのできない要素である。
５． アジアにおける湿地の文化の特徴を明確にするためにも、他地域における湿地の文化との比較を行うことが次なる重要な一歩となる。

**湿地とコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）**

１． 湿地センターは、人々と野生生物が触れ合う場であるとともに、湿地保全に資するコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）に関する様々な活動が行われる場である。ラムサール条約は、湿地センターが、湿地の保全と賢明な利用について学ぶうえで鍵となる場であり、また第 4 次ラムサール戦略計画 2016-2024（ラムサール条約第 12 回締約国会議決議 XII。9）を実行に移す活動を促進する働きをするものであると認識している。湿地センターは、メッセージを伝え、湿地保全へ向けた人々の行動変容や活動を促進するための重要な原動力である。
２． 湿地センターは、湿地センターのネットワークに加わることにより、その影響力を最大限にすることができる。そのネットワークを通じ、専門的知見、資源、経験や優良事例などをネットワークのメンバー間で共有することができる。湿地センターは地方レベル、国レベル、そして国際的なレベルにおいてつながることができる。Wetland Link International（WLI）は、各国の湿地センターの世界的なネットワークであり、既設及び新設の湿地センターの発展を支援している。WLI-Asia は、アジア地域におけるメンバー国間の協調を促進している。ラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）は、現在 WLI-Asia の事務局機能を担っている。

**湿地と生物多様性**

１． 生物多様性がより豊かな場所において、農業・漁業の生産性がより高いことが示唆された研究の結果を踏まえ、私たちは生物多様性からもたらされる生態系サービスを維持することが、農業や漁業を長期的に維持していく上での基盤となることを認識する。

２．　（島根県・鳥取県にまたがる）中海での経験から、私たちは開発事業による湿地への負の影響を防ぐこと、また湿地をラムサール条約登録湿地として指定することにおいて、地元コミュニティによる運動が重要な役割を果たしうることを確認する。しかしながら、ステークホルダー間の調整が必ずしも十分に行われていないことから、コミュニティによる湿地管理のみでは、湿地の劣化を防ぐには十分とは言えない。長期的に湿地を保全していくためには、政治、経済、社会、及び技術的なアプローチを組み合わせた、包括的な戦略が必要である。

東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

平成 30 年 3 月

佐賀市　環境部　環境政策課
〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1 番 1 号

電 話 番 号：0952-40-7202
ファックス：0952-26-5901
H P：https//www.city.saga.lg.jp

# 東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

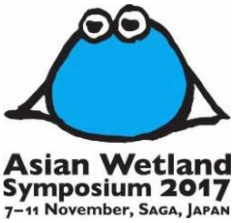


この計画は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による
地域再生計画（東よか干潟ワイズユース推進プロジェクト）に基づき、
株式会社シンシア様からの寄附金を活用し策定しました。

リサイクル適性 Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。